三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
四十八　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	［略］
	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報又は在留カード関係情報であって第五十条で定めるもの
四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	［略］
	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
	出入国在留管理庁長官	出入国関係情報であって第五十一条で定めるもの
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	［略］
	法務大臣	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの

三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
四十八　市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	［同上］
	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
	出入国在留管理庁長官	［同上］
四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	［同上］
	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
	出入国在留管理庁長官	［同上］
五十五の二　法務大臣	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第五十七条の二で定めるもの	［同上］
	法務大臣	医療保険給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	市町村長	地方税関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第五十七条の二で定めるもの